

振り込め詐欺救済法に定める預 保納付金を巡る諸課題について

2010年12月

日本弁護士連合会

はじめに

法第20条第1項により留保することとされている預保納付金の割合

法第20条第2項にいう「必要がなくなったとき」に関する考え方の整理

預保納付金の具体的使途

預保納付金の留保割合について

過去の支出実績に照らして定めるのが適切と思われる

預金保険機構の資料によれば、法施行後2年余りを経過して、法第25条第4項に基づく口座名義人等の権利の救済にかかる納付金からの支出実績は、

1件1万1000円

留保割合は、当面の間、ゼロにしても差し支えないのではないか

「必要がなくなったとき」に関する 考え方の整理

預金保険機構が納付を受けた金銭について、法第20条第1項は、法第25条4項の支払に要する費用を考慮して、一定割合を預金保険機構に留保し、残りを犯罪被害者等の支援に支出するものと定めている

ここでいう法第25条4項の支払に要する費用の考慮とは、口座名義人等から同条第1項、第2項に基づく請求がどのくらいの割合でなされるかについての将来の予測のこと

法第20条第2項にいう「必要がなくなったとき」も、過去の支出実績に照らして、将来の請求がどのくらいあるかを予測した結果、預保納付金を今後も留保する必要がなくなったと判断できる場合と考えて良い

現時点でも、過去の支出実績に照らすと、留保する必要がなくなったと判断できるのではないかと

預保納付金の具体的使途

預保納付金は、振り込め詐欺等被害者等に返還することのできなかつた被害金から形成されたもの

そこで被害回復分配金を未だ受領していない被害者に分配する手続を改めて行い、全額を返還してしまうことが理想的(cf. 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の特別支給手続)

しかし、全額の返還は、現実的には不可能

そこで、

預保納付金の具体的用途

① 被害回復のための法的権利行使への経済的支援

- 犯罪利用預金口座に振り込んで財産を失った犯罪被害者等が加害者等に対し法的権利行使を行うための費用

② 集団的被害回復を図るための費用

- 多数の振り込め詐欺等被害者等から加害者等に対する集団訴訟の提起等を通じて被害回復を図ることを委任された弁護団が多数の被害者等のために証拠を収集し、加害者等の資産を調査し、これを保全するための諸活動にかかる費用

③ 適格消費者団体、民間の犯罪被害者支援団体等への支援

- 悪質な消費者被害の予防のため差止請求権を行使する適格消費者団体への支援
- 振り込め詐欺等被害者等を支援するような民間の犯罪被害者支援団体等への支援

① 被害回復のための法的権利行使への経済的支援

振り込め詐欺(オレオレ詐欺, 架空請求詐欺, 融資保証金詐欺, 還付金詐欺), ヤミ金融, 未公開株詐欺などの投資詐欺被害者が, 犯人グループや犯行に加担した預金口座名義人, 携帯電話名義人の住所氏名等や資産の所在等を調査し, 証拠を収集し, 訴訟提起等の権利行使をするための実費や弁護士費用などを支援

被害回復できるかどうかやってみないとわからないことが多い。そのため, 費用対効果の点からためらう被害者が少なくない。そこで, 被害回復ができない場合には立替費用の償還を不要とする仕組みが必要

総合法律支援法第30条2項に基づき, 預金保険機構が日本司法支援センター(法テラス)に上記援助にかかる業務を委託し, 法テラスを通じて, 上記支出を行うことも考えられる

これらの被害者は, 犯罪被害給付制度や損害賠償命令制度の対象外とされているので, せめて権利行使の際の経済的支援が切実に必要

② 集团的被害回復を図るための費用

山口組系旧三菱会傘下のヤミ金融に対する集団訴訟、振り込め詐欺のキングに集団訴訟や投資詐欺等の悪徳商法に対する集団訴訟など被害者が弁護団に委任をして集团的に権利行使する例が少なくない

犯人グループの違法行為を主張・立証する活動

資産の流出を防ぐための活動

- 刑事記録の閲覧謄写や証拠保全申立では、膨大な資料等を撮影ないし謄写するため多額の実費が必要
- 民事保全申立では、保全対象資産の評価額の1～3割程度の保証金が必要(本案訴訟の解決後に還付を受けること可能)
- 債権者破産申立では数百万円～数千万円の予納金が必要(破産財団形成後に還付されることが多い)

戻ってくるあてのない実費の支払や保証金等の一定期間の立替が被害者の負担になるため、経済的支援の必要がある

弁護団に対する費用援助のための審査手続や預保納付金の支出のための組織をどうするかは今後の検討課題
どのような集団被害事件について、どの弁護団にいくらを援助するか審査には、当連合会が関与できるようにするのが適切

③ 適格消費者団体，民間の犯罪被害者支援団体等への支援

適格消費者団体(消費者契約法第13条)は，消費者の被害の発生・拡大を防止するために差止請求権を行使するものである。その差止請求の対象は，消費者契約法のほか，景品表示法や特定商取引法上の不当な行為にも及んでいるが，そのうち，特定商取引法上の不当な行為の中には，不実告知，事実の不告知，威迫・困惑等，直罰規定が設けられているものもあり，特に連鎖販売取引や業務提供誘引販売等に関する規定は，マルチ商法やモニター商法などの悪質商法にも適用されることから，適格消費者団体による差止請求権の行使は，こうした悪質商法に係る犯罪及び被害の発生・拡大を防止するための活動といえることができる。これら適格消費者団体の活動が活発に行われることで，財産犯による被害の回復及び予防が期待できる。そこで，これら適格消費者団体の支援に支出することが考えられる。

預保納付金は，民間の被害者支援団体への経済的援助に利用すべきである。振り込め詐欺等被害者等は，犯行によって財産的被害を受けるだけでなく，自尊心や家族からの信用も失うなど精神的被害も深刻であるから，民間の被害者支援団体による精神的支援を含めた支援も必要であり，そのような支援活動のための費用に支出すべきである。